

随意契約事前チェックリスト

I 随意契約によることについてのチェック

1 地方自治法施行令第167条の2第1項のいずれの規定によるか(該当の号に○記入)

1号	地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき
2号	性質または目的が競争入札に適しないもの
3号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
4号	知事の認定した者から新商品として生産された物品を当該認定を受けた者から買い入れもしくは借り入れる契約、または知事の認定した者から新役務の提供を受ける契約
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込のあるとき
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき
9号	落札者が契約を締結しないとき

2 上記で、1号、2号、5号、6号、7号を選択した場合の具体的な理由等(該当号に○を付け、その内容を記入)

施行令 該当号	具体的理由等		
1号	(該当のものにチェック) ☐ 工事、製造の請負 400万円以下 ☐ 財産の売払い 100万円 ☐ 財産の買入れ 300万円以下 ☐ 物件の貸付け 50万円 ☐ 物件の借入れ 150万円以下 ☐ その他のもの 200万円以下 ※地方公共団体の規則＝財務規則第219条第1項各号		
2号	類型(該当の類型に○を付け詳細を記入)		
	類型① 「法令等の規定により相手方が特定されるもの」	・根拠法令名と条項	
	類型②「国、地方公共団体を相手方とするもの」		
	類型③ア「特定の土地・施設等を所有または管理している者と契約する場合」		
	類型③イ 「特殊な技術や技能、資格、権利、実績、経験、設備機器等を要し、他に代替しうる者がいない場合」	※(A)(B)欄それぞれに具体的な理由を明確に記載すること	
		(A)「特殊」と判断する具体的な根拠	
		(B)「他に代替しうる者がいない」と判断する具体的な根拠	
	類型④ 「契約の内容が価格以外の要素を重視するもので、企画提案内容に基づいて仕様を作成する方がより高い成果を期待できるため、プロポーザル等の方法により選定された相手方と契約するもの」	・参加者の募集または指名の方法 ・指名型の場合の業者選定の方法	☐ 公募型 ☐ 指名型 (該当のものにチェック)
類型⑤ 「県の行為や契約先など契約の内容を秘密にする必要のあるもの」	・秘密にすべきとする具体的な理由		
	類型⑥「県統一価格により契約する場合」		
5号	緊急を要する具体的な理由		
6号	競争入札が不利と認められる具体的な理由		
7号	時価に比して著しく有利と見込む具体的な理由		

(裏面へつづく)

Ⅱ 一者見積による場合の根拠規定と具体的理由

財務規則第220条第1項ただし書きの該当号に○を付け、具体的理由を記入。
なお、Ⅰの2に記載した内容と重複する場合には、該当の具体的理由欄にその旨記入するのみでよい。

(財務規則第220条第1項ただし書き)

規則 該当号		規定内容	具体的理由	
	1号	契約の内容により秘密にする必要があるとき	・秘密にすべきとする 具体的な理由	
	2号	契約の目的物が代替性のないものであるとき	・代替性がないと判断 する具体的な理由	※一者しかない理由を具体的に記載すること
	3号	同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき	・契約の相手先として 当該者を選択する理由	
	4号	再度の入札に付し落札者がいない場合において当該入札で最高または最低の価格をもって申込みをした者と契約しようとするとき		
	5号	緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき	・緊急を要する具体的な理由	
	6号	分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき		
	7号	前各号に定めるもののほか、予定価格が10万円を超えない契約をするとき		